

熊取町広告付き庁舎案内板等設置事業に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、民間企業等との協働により、役場庁舎内及びJR熊取駅東西自由通路壁面に広告付きの案内板（以下「案内板」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体、規格等)

第2条 案内板の規格、設置場所、設置期間、広告媒体、その他の条件は、募集要項で定める。

(事業者の募集)

第3条 設置事業者の募集は、町ホームページで行うものとする。

(選定委員会)

第4条 町長は、案内板の設置事業者（以下「事業者」という。）の選定、その他広告掲載事業に関する事務の円滑な運営のため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 5 委員は、総務課長、広報戦略課長、企画財政経営課長をもって充てる。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、総務課において行うものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員会の会議を開催する時間的余裕がないとき又は相当の理由があると委員長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。

6 選定結果は、募集要項に定める通知書によりすべての申込者に通知するものとする。

(使用許可)

第6条 委員会において案内板の設置事業者として選定された事業者は、行政財産使用許可申請書により、町長が指定する期日までに、許可の申請を行うものとする。

(広告の募集)

第7条 広告主及び広告の募集は、事業者がこの要領の規定に従い募集するものとする。

(広告媒体の作成等)

第8条 事業者は、広告媒体の原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告媒体は事業者の責任及び負担により作成するものとする。

(広告媒体の納入)

第9条 事業者は、広告媒体を町長が指定する期日までに、指定する場所に納入するものとする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告内容等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらを批判するもの及び個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (3) 人権侵害、名誉き損のおそれのあるもの及び各種差別的なもの
- (4) 法令や条例等に違反することをそそのかしたり、公序良俗に反する内容のもの
- (5) 虚偽または誇大な表現で、町民の的確な判断を誤らせるなどの恐れがあるもの
- (6) 町が推薦等しているかごとき表現をしたもの
- (7) 社員等の求人広告又はこれに類するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けるもの及びこれに類似するもの
- (9) 通信販売、訪問販売、消費者金融業に類するもの
- (10) ギャンブルその他投機心、射幸心をそそるもの
- (11) その業を営むについて官公署の免許、認可等を必要とする場合に、その免許または認可を受けていないもの
- (12) 広告主の営む等の行為などが社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (13) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告

- (14) 町の業務内容等を、正しく伝えていないもの
 - (15) その他、町長が広告掲載することが適当でないと認めたもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を撤去することができる。
- (1) 広告内容に関する苦情が絶えないとき
 - (2) 広告主に問題が生じたとき
 - (3) その他、町長が適当でないと認めたとき
- 3 広告の掲載及び撤去に関する作業が必要となる場合は、原則として事業者が行い、それに係る費用は事業者の責任及び負担で行うものとする。

(広告の承認)

- 第11条 書類審査は第10条の規定に基づき行い、広告掲載の承認を行うものとする。
また、結果を書面により設置事業者に通知するものとする。
- 2 広告の承認において疑義が生じた場合は熊取町広告掲載要綱第5条の熊取町広告審査委員会に諮り、審査結果に基づいて決定するものとする。

(選定の取消し)

- 第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の選定を取消することができる。
- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに第6条に定める許可の申請をしなかった場合
 - (2) 指定する期日までに必要書類等の提出がないとき
 - (3) 指定する期日までに広告媒体を納入しないとき
 - (4) 町が指示した広告内容の修正を事業者が行わないとき
 - (5) 広告内容等が、各種法令又はこの要領に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、町による変更指示によっても解消できないとき
 - (6) 事業者が虚偽の申請をしたとき
 - (7) 事業者から書面により選定の取消しの申出があったとき
 - (8) 事業者がこの要領を遵守していないと判断したとき
 - (9) その他、町長が適当でないと認めたとき
- 2 前項の規定により取消した場合においては、町長は事業者に対し、その賠償の責めを負わない。

(維持管理)

- 第13条 広告媒体及び案内板の維持管理を必要とする場合は、町から別途指示がない限り、事業者が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は事業者の負担とする。

(事業者の責務)

第14条 事業者は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告媒体及び案内板に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決することとする。

(案内板設置に係る広告料等の納入)

第15条 広告料は、申込者の提案事項とする。

- 2 広告料は、町長が指定する期日までに納入通知書により一括して前納するものとする。

ただし、町長が特別の事由があると認める場合には、この限りでない。

- 3 既納の広告料は返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月7日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月14日から施行する。